



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月28日金曜日 第2020号

### ◇ 目次 ◇

農業倉庫業法施行細則等の一部を改正する等の規則.....1219  
 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部  
 を改正する規則.....1232

### 告 示

指定代理納付者の指定.....1232  
 愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人  
 の指定の一部改正.....1232  
 愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の  
 指定の一部改正.....1233  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1234  
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....1234  
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....1235  
 基本測量の実施の通知.....1236  
 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....1236  
 開発行為に関する工事の完了.....1237  
 道路の供用開始(県道奥浦白浦線).....1237  
 道路の区域変更(県道節安下鍵山線).....1237  
 道路の供用開始( " ).....1237  
 道路の区域変更(県道節安下鍵山線).....1237  
 道路の供用開始( " ).....1238  
 道路の供用開始(県道十和吉野線).....1238  
 道路の供用開始(一般国道379号).....1238  
 道路の区域変更(県道高茂岬船越線).....1238  
 道路の供用開始( " ).....1239  
 道路の区域変更(県道高茂岬船越線).....1239  
 道路の供用開始( " ).....1239

### 訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....1239

### 公 告

争議行為の通知の公表.....1256

### 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則.....1257

### 教育委員会告示

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定め  
 る法人の指定の一部改正.....1258  
 愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める  
 法人の指定の一部改正.....1259

### 人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規  
 則.....1259  
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規  
 則.....1272

### 人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....1274

### 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則.....1274

### 公安委員会告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づ  
 き、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件の一部改正...1275

### 公営企業管理規程

公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程の一部  
 を改正する管理規程.....1275

### 公営企業公告

医療機器の借入れ.....1276

### 正 誤

平成20年11月4日付け第2013号監査公表(公表第35号)中.....1277

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示  
 及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する  
 協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第61号

農業倉庫業法施行細則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

#### 農業倉庫業法施行細則等の一部を改正する等の規則

(農業倉庫業法施行細則の一部改正)

**第1条** 農業倉庫業法施行細則(大正14年愛媛県令第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 農業倉庫業ノ認可申請書ニハ業務規程及農業倉庫業法施行規則第1条ニ依ル添付書類ノ外農業倉庫業法第2条第4号乃至第6号ノ事業ヲ為サル者ニアリテハ其ノ事由並他ノ金融機関トノ聯絡關係、農会又ハ一般社団法人若ハ一般財団法人ニアリテハ他ノ金融機関トノ聯絡關係ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ</p> <p>省略</p> <p><b>第5条</b> <u>一般社団法人又ハ一般財団法人</u>ヨリ提出スル第1条、第2条又ハ第3条ノ書類ハ正副2通ヲ要ス</p> <p><b>第6条</b> 農業倉庫業ヲ經營スル<u>一般社団法人又ハ一般財団法人</u>カ登記ヲナシタルトキハ2週間以内ニ登記シタル事項及其ノ登記年月日ヲ知事ニ届出ツヘシ</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>前項第1号ノ帳簿ハ<u>一般社団法人又ハ一般財団法人</u>ニ在ラサレハ備フルコトヲ要セス又農会又ハ一般社団法人若ハ一般財団法人ニ在リテハ第8号帳簿ヲ要セサルモノトス</p> <p>省略</p>	<p><b>第1条</b> 農業倉庫業ノ認可申請書ニハ業務規程及農業倉庫業法施行規則第1条ニ依ル添付書類ノ外農業倉庫業法第2条第4号乃至第6号ノ事業ヲ為サル者ニアリテハ其ノ事由並他ノ金融機関トノ聯絡關係、農会又ハ公益法人_____ニアリテハ他ノ金融機関トノ聯絡關係ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ</p> <p>省略</p> <p><b>第5条</b> 公益法人_____ヨリ提出スル第1条第2条_____第3条ノ書類ハ正副2通ヲ要ス</p> <p><b>第6条</b> 農業倉庫業ヲ經營スル公益法人_____カ登記ヲナシタルトキハ2週間以内ニ登記シタル事項及其ノ登記年月日ヲ知事ニ届出ツヘシ</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>前項第1号ノ帳簿ハ公益法人_____ニ在ラサレハ備フルコトヲ要セス又農会、公益法人_____ニ在リテハ第8号帳簿ヲ要セサルモノトス</p> <p>省略</p>

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

**第2条** 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(諸届)</p> <p><b>第2条</b> 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第14号までに該当するときは、その理由又は経緯を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) _____<u>破産手続開始の申立てをなし、又は破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(11)～(14) 省略</p>	<p>(諸届)</p> <p><b>第2条</b> 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第14号までに該当するときは、その理由又は経緯を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>民法(明治29年法律第89号)第70条の規定により破産手続開始の申立てをなし、又は破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(11)～(14) 省略</p>

(建築士法施行細則の一部改正)

**第3条** 建築士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定の申請)</p> <p><b>第18条の2</b> 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 定款_____及び法人の登記事項証明書</p> <p>(2)～(12) 省略</p>	<p>(指定の申請)</p> <p><b>第18条の2</b> 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書</p> <p>(2)～(12) 省略</p>

(愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則(昭和31年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1</b>(第3条 第5条関係)</p>	<p><b>別表第1</b>(第3条 第5条関係)</p>

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
地域中小企業応援ファンド資金	地域中小企業応援ファンド事業を行う一般社団法人又は一般財団法人  _____であつて、当該法人の資本又は基本財産に地方公共団体が資金を拠出したもの	省略				

別表第3（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備資金	政令第2条第2項第1号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。）、 同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会等」という。）又は市町	省略				
2 商店街整備等支援資金	特定会社、一般社団法人等又は商工会等	省略				

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。）	省略				
2 商店街整備等活	特定会社、一般社団法人等又は商工会等（商店街整備等支援事業を行つたものに限る。）	省略				

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
地域中小企業応援ファンド資金	地域中小企業応援ファンド事業を行う民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）であつて、当該法人の資本又は基本財産に地方公共団体が資金を拠出したもの	省略				

別表第3（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備資金	政令第2条第2項第1号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。）、 公益法人  _____、同号に規定する商工会等（以下「商工会等」という。）又は市町	省略				
2 商店街整備等支援資金	特定会社、公益法人 _又は商工会等	省略				

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤活性化資金	特定会社、公益法人 _、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。）	省略				
2 商店街整備等活	特定会社、公益法人 _又は商工会等（商店街整備等支援事業を行つたものに限る。）	省略				

性 化 資 金									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第2号(第10条関係) 高度化資金計画書  
 様式第2号(その1)~(その3) 省略  
 様式第2号(その4)

高度化資金計画書(一般社団法人等用)		
省略		
		法人名
省略		
1 法人	省略	
の概要	法人の	
	沿革	
	省略	
2~4	省略	

注1 この計画書は、一般社団法人等が土地、建物、設備又は構築物を取得し、造成し、又は整備する場合に使用すること。  
 2 省略  
 3 次の書類を添付すること。  
 (1) 法人の定款の写し及び登記事項証明書  
 (2)~(9) 省略  
 4 省略

様式第2号(その5)・(その6) 省略  
 様式第2号(その7)

省略		
		法人名
省略		
1 法人	省略	
の概要	法人の	
	沿革	
	省略	
2・3	省略	

注1 省略  
 2 次の書類を添付すること。  
 (1) 法人の定款の写し及び登記事項証明書  
 (2)~(5) 省略  
 3 省略

性 化 資 金									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第2号(第10条関係) 高度化資金計画書  
 様式第2号(その1)~(その3) 省略  
 様式第2号(その4)

高度化資金計画書(公益法人用)		
省略		
		公益法人名
省略		
1 公益法人	省略	
の概要	公益法人の	
	沿革	
	省略	
2~4	省略	

注1 この計画書は、公益法人が土地、建物、設備又は構築物を取得し、造成し、又は整備する場合に使用すること。  
 2 省略  
 3 次の書類を添付すること。  
 (1) 公益法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書  
 (2)~(9) 省略  
 4 省略

様式第2号(その5)・(その6) 省略  
 様式第2号(その7)

省略		
		公益法人名
省略		
1 公益法人	省略	
の概要	公益法人の	
	沿革	
	省略	
2・3	省略	

注1 省略  
 2 次の書類を添付すること。  
 (1) 公益法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書  
 (2)~(5) 省略  
 3 省略

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第5条 農業協同組合法施行細則(昭和35年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(役員が欠けた場合の請求)</p> <p>第17条 組合員その他の利害関係人は、法第40条第1項及び第72条の12の6  <u>の12の6</u>  <u>の規定による請求をしようとするときは、請求書に役員が欠けるに至った経過概要書及び損害が生ずる理由書を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(役員が欠けた場合の請求)</p> <p>第17条 組合員その他の利害関係人は、法第40条第1項の規定及び法第73条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による請求をしようとするときは、請求書に役員が欠けるに至った経過概要書及び損害が生ずる理由書を添えて知事に提出しなければならない。</p>

(児童福祉法施行細則の一部改正)

**第6条** 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（児童福祉施設設置計画書）</p> <p><b>第47条</b> 市町、社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人は、翌年度における児童福祉施設の設備を要する費用に対し補助金の交付を受けようとするときは、児童福祉施設設置計画書（様式第39号）を毎年11月15日までに所轄の地方局長を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第15号</b>（第11条関係） 指定知的障害児施設等指定（更新）申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1～3 省略</p> <p>4 「法人の種類」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社等の別を記入すること。</p> <p>5～8 省略</p> <p>別紙1～5 省略</p>	<p>（児童福祉施設設置計画書）</p> <p><b>第47条</b> 市町、社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第34条の規定により設立された法人は、翌年度における児童福祉施設の設備を要する費用に対し補助金の交付を受けようとするときは、児童福祉施設設置計画書（様式第39号）を毎年11月15日までに所轄の地方局長を経て知事に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p><b>様式第15号</b>（第11条関係） 指定知的障害児施設等指定（更新）申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1～3 省略</p> <p>4 「法人の種類」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社等の別を記入すること。</p> <p>5～8 省略</p> <p>別紙1～5 省略</p>

（愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

**第7条** 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和40年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（母子福祉資金の貸付けの申請）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 母子福祉資金貸付申請書</p> <p><b>様式第1号</b>（その1） 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（その2）団体用</p> <p style="text-align: center;">母子福祉資金貸付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>（様式第1号（その2）の裏面）</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 注 意</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 この申請書には、次の書類を添付のこと。</p> <p>(1) 法人の定款_____</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p><b>様式第37号</b>（第23条関係） 寡婦福祉資金貸付申請書</p> <p><b>様式第37号</b>（その1） 省略</p> <p><b>様式第37号</b>（その2）団体用</p> <p style="text-align: center;">（表面） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">記 載 上 の 注 意</div> <p>1～8 省略</p>	<p>（母子福祉資金の貸付けの申請）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 法第14条の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係） 母子福祉資金貸付申請書</p> <p><b>様式第1号</b>（その1） 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（その2）団体用</p> <p style="text-align: center;">母子福祉資金貸付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>（様式第1号（その2）の裏面）</p> <p style="text-align: center;">記 載 上 の 注 意</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 この申請書には、次の書類を添付のこと。</p> <p>(1) 法人の定款<u>又は寄附行為</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p><b>様式第37号</b>（第23条関係） 寡婦福祉資金貸付申請書</p> <p><b>様式第37号</b>（その1） 省略</p> <p><b>様式第37号</b>（その2）団体用</p> <p style="text-align: center;">（表面） 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">記 載 上 の 注 意</div> <p>1～8 省略</p>

9 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 定款 \_\_\_\_\_
- (2)～(6) 省略

9 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 定款又は寄付行為 \_\_\_\_\_
- (2)～(6) 省略

(愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第8条 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年愛媛県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p><b>第2条</b> 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経営等改善資金の種類</th> <th style="width: 30%;">貸付けの内容</th> <th style="width: 10%;">貸付金の限度額</th> <th style="width: 10%;">償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</td> <td>1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会(平成13年5月25日に社団法人海洋水産システム協会という名称で設立された法人をいう。))が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。)の設置費用 2 省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 省略</p>	経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間	1～3 省略				4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会(平成13年5月25日に社団法人海洋水産システム協会という名称で設立された法人をいう。))が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。)の設置費用 2 省略	省略		5～13 省略				<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p><b>第2条</b> 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経営等改善資金の種類</th> <th style="width: 30%;">貸付けの内容</th> <th style="width: 10%;">貸付金の限度額</th> <th style="width: 10%;">償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金</td> <td>1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会 _____ が _____ が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。)の設置費用 2 省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 省略</p>	経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間	1～3 省略				4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会 _____ が _____ が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。)の設置費用 2 省略	省略		5～13 省略			
経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間																														
1～3 省略																																	
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会(平成13年5月25日に社団法人海洋水産システム協会という名称で設立された法人をいう。))が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。)の設置費用 2 省略	省略																															
5～13 省略																																	
経営等改善資金の種類	貸付けの内容	貸付金の限度額	償還期間																														
1～3 省略																																	
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	1 漁船用環境高度対応機関(社団法人海洋水産システム協会 _____ が _____ が漁船用環境高度対応機関として型式認定した漁船用推進機関をいう。以下同じ。)の設置費用 2 省略	省略																															
5～13 省略																																	

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第9条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 公益法人、特例民法法人及び移行法人並びに公益信託に関すること(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(7)～(10) 省略</p> <p>7 省略</p>	<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 公益法人 _____ 及び _____ 公益信託に関すること(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(7)～(10) 省略</p> <p>7 省略</p>

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第10条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(書類の様式)

**第2条** 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1～6 省略		
7	条例第6条の届出書	省略
8	条例第8条の届出書	省略
9	条例第12条の申請書	省略
10	条例第13条第1項の届出書	省略
11	条例第13条第2項の届出書	省略
12	条例第14条の申請書	省略
13	条例第15条の届出書	省略

(書類の提出部数)

**第3条** 条例第2条第5項、第7条第2項及び第10条の規則で定める部数は、1部とする。

(事業報告書等及び内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧場所)

**第5条** 前条の規定は、条例第11条及び第19条の規則で定める場所について準用する。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

**第6条** 条例第20条第2項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法によらなければならない。

**第7条** 条例第20条第2項に規定する書面の備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによらなければならない。

(1)・(2) 省略

2 省略

**第8条** 条例第20条第2項に規定する書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

**様式第2号**(第2条関係) 設立登記完了届出書

省略

注1・2 省略

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第10条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

**様式第5号**(第2条関係) 合併登記完了届出書

省略

注1・2 省略

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35

(書類の様式)

**第2条** 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1～6 省略		
7	条例第5条の届出書	省略
8	条例第7条の届出書	省略
9	条例第11条の申請書	省略
10	条例第12条第1項の届出書	省略
11	条例第12条第2項の届出書	省略
12	条例第13条の申請書	省略
13	条例第14条の届出書	省略

(書類の提出部数)

**第3条** 条例第2条第5項、第6条第2項及び第9条の規則で定める部数は、1部とする。

(事業報告書等及び内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧場所)

**第5条** 前条の規定は、条例第10条及び第18条の規則で定める場所について準用する。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

**第6条** 条例第19条第2項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法によらなければならない。

**第7条** 条例第19条第2項に規定する書面の備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによらなければならない。

(1)・(2) 省略

2 省略

**第8条** 条例第19条第2項に規定する書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

**様式第2号**(第2条関係) 設立登記完了届出書

省略

注1・2 省略

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第9条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

**様式第5号**(第2条関係) 合併登記完了届出書

省略

注1・2 省略

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35

号)第10条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

様式第10号(第2条関係) 解散届出書

省略

注 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第13条第1項に規定する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号(第2条関係) 清算人就職届出書

省略

注 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第13条第2項に規定する登記事項証明書を添付すること。

様式第13号(第2条関係) 清算終了届出書

省略

注 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第15条に規定する登記事項証明書を添付すること。

号)第9条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

様式第10号(第2条関係) 解散届出書

省略

注 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第12条第1項に規定する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号(第2条関係) 清算人就職届出書

省略

注 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第12条第2項に規定する登記事項証明書を添付すること。

様式第13号(第2条関係) 清算終了届出書

省略

注 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第14条に規定する登記事項証明書を添付すること。

(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第11条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第1号</b>(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書</p> <p>省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 「法人の種類」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>又は株式会社等の別を記入すること。</p> <p>5~10 省略</p> <p>別紙1~16 省略</p> <p>付表 省略</p> <p><b>様式第2号</b>(第2条関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)更新申請書</p> <p>省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 「法人の種類」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>又は株式会社等の別を記入すること。</p> <p>5~7 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>(第2条、様式第2号、様式第5号関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書</p> <p>省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 「法人の種類」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>又は株式会社等の別を記入すること。</p> <p>5~10 省略</p> <p>別紙1~16 省略</p> <p>付表 省略</p> <p><b>様式第2号</b>(第2条関係) 指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)更新申請書</p> <p>省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 「法人の種類」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>又は株式会社等の別を記入すること。</p> <p>5~7 省略</p>

(医療法施行細則の一部改正)

第12条 医療法施行細則(平成14年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手続の方法)</p> <p><b>第3条</b> 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p>	<p>(手続の方法)</p> <p><b>第3条</b> 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。</p>



項	左 欄	右 欄
1 ~ 8 省略		
9	法第44条第3項の請求	医療法人寄附行為補完請求書（様式第34号）
10	法第46条の4第5項の請求	医療法人仮理事選任請求書（様式第35号）
11	法第46条の4第6項の請求	医療法人特別代理人選任請求書（様式第36号）
12	法第46条の4第7項第4号の報告	医療法人不正行為等報告書（様式第37号）
13	法第50条第3項の届出	医療法人定款（寄附行為）変更届出書（様式第38号）
14	法第52条第1項の届出	医療法人事業報告書等届出書（様式第39号）
15	法第55条第8項の届出	医療法人解散届出書（様式第40号）
16	法第56条の6 の届出	省略
17	法第56条の11 の届出	省略
18 ~ 26 省略		

様式第49号（第3条関係） 医療法人登記完了届出書

省略

注1 「登記事項」欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第1項、第50条第1項、第55条第6項及び第57条第4項の規定による知事の認可に係る事項に該当するときは、記載を要しない。

2 省略

項	左 欄	右 欄
1 ~ 8 省略		
9	法第46条の4第3項第4号の報告	医療法人不正行為等報告書（様式第34号）
10	法第50条第3項の届出	医療法人定款（寄附行為）変更届出書（様式第35号）
11	法第52条第1項の届出	医療法人事業報告書等届出書（様式第36号）
12	法第55条第5項の届出	医療法人解散届出書（様式第37号）
13	法第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条の請求	医療法人寄附行為補完請求書（様式第38号）
14	法第68条において準用する民法第56条の請求	医療法人仮理事選任請求書（様式第39号）
15	法第68条において準用する民法第57条の請求	医療法人特別代理人選任請求書（様式第40号）
16	法第68条において準用する民法第77条第2項の届出	省略
17	法第68条において準用する民法第83条の届出	省略
18 ~ 26 省略		

様式第49号（第3条関係） 医療法人登記完了届出書

省略

注1 「登記事項」欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第44条第1項、第50条第1項、第55条第3項及び第57条第4項の規定による知事の認可に係る事項に該当するときは、記載を要しない。

2 省略

**第13条** 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第38号から様式第40号までを削り、様式第37号を様式第40号とし、様式第34号から様式第36号までを3ずつ繰り下げ、様式第33号の次に次の3様式を加える。

様式第34号（第3条関係） 医療法人寄附行為補完請求書

医療法人寄附行為補完請求書	
年 月 日	
愛媛県知事                      様	
請求者                      住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
医療法人の名称	
主たる事務所の所在地	
補完事項	医療法人の名称
	主たる事務所の 所在地
	理事任免の方法
補完の理由	

注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 「補完事項」欄は、補完を請求する事項について記載すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 補完前及び補完後の寄附行為
- (2) 設立者の死亡を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第35号（第3条関係） 医療法人仮理事選任請求書

医療法人仮理事選任請求書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div>		
愛媛県知事                      様	請求者 住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名） <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">㊟</div>	
医療法人の名称		
主たる事務所の所在地		
選任しよう とする仮理 事	住 所	
	氏 名	
	性 別	
	生年月日	年 月 日
	職 業	
選 任 の 理 由		

注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 仮理事に選任しようとする者の就任承諾書及び履歴書
- (2) その他知事が必要と認める書類

様式第36号（第3条関係） 医療法人特別代理人選任請求書

医療法人特別代理人選任請求書		年 月 日
愛媛県知事 様		
請求者		住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名） Ⓔ
医療法人の名称		
主たる事務所の所在地		
選任しようとする特別代理人	住 所	
	氏 名	
	性 別	
	生 年 月 日	年 月 日
	職 業	
	代表権を有する 理事との続柄	
利益が相反する事項		
選 任 の 理 由		

注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 特別代理人に選任しようとする者の就任承諾書及び履歴書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第14条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)</p> <p><b>第5条</b> 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>ア~ク 省略</p> <p>ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人</p> <p>_____で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)</p> <p>コ~ス 省略</p>	<p>(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)</p> <p><b>第5条</b> 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>ア~ク 省略</p> <p>ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)</p> <p>コ~ス 省略</p>

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第15条 障害者自立支援法施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>様式第2号</b>(第2条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)指定(更新)申請書</p> <p>省略</p> <p>注1~5 省略</p> <p>6 「法人の種類」の欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社等の別を記入すること。</p> <p>7~11 省略</p> <p>別紙1~14 省略</p>	<p><b>様式第2号</b>(第2条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)指定(更新)申請書</p> <p>省略</p> <p>注1~5 省略</p> <p>6 「法人の種類」の欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社等の別を記入すること。</p> <p>7~11 省略</p> <p>別紙1~14 省略</p>

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第16条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成12年愛媛県規則第8号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出されている書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出された書類とみなす。

3 第6条の規定による改正後の児童福祉法施行細則第47条第1項に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人(以下「特例民法法人」という。)を含むものとする。

(知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

4 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>別表第1</b>(第3条、第4条関係)</p> <p>1~5 省略</p>	<p><b>別表第1</b>(第3条、第4条関係)</p> <p>1~5 省略</p>

6 省略	

6 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年愛媛県規則第8号）	第9条第1号、第2号（理事及び監事並びにその他の職員の名簿に限る。）、第5号（収入及び支出に関する帳簿に限る。）及び第6号
7 省略	

（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 特例民法法人が事務所に備えなければならないこととされている書類及び帳簿の電磁的記録による保存については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第62号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則**

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年愛媛県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設立の許可の申請）</p> <p><b>第2条</b> 民法第34条の規定により法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>理事及び監事となるべき者の就任承諾書及び履歴書</u></p> <p>—</p> <p>(9)～(13) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（設立の許可の申請）</p> <p><b>第2条</b> 民法第34条の規定により法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>理事及び監事となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書</u></p> <p>(9)～(13) 省略</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

○愛媛県告示第1648号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区六本木六丁目10番1号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成20年12月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第1649号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 財団法人えひめ女性財団(平成3年4月1日に財団法人えひめ女性財団という名称で設立された法人をいう。)	(3) 財団法人えひめ女性財団 _____
(4) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター(平成5年9月1日に財団法人愛媛県廃棄物処理センターという名称で設立された法人をいう。)	(4) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター _____
(5) 財団法人伊方原子力広報センター(昭和58年4月1日に財団法人伊方原子力広報センターという名称で設立された法人をいう。)	(5) 財団法人伊方原子力広報センター _____
(6) 財団法人えひめ産業振興財団(昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。)	(6) 財団法人えひめ産業振興財団 _____
(7) 財団法人愛媛県国際交流協会(平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)	(7) 財団法人愛媛県国際交流協会 _____
(8) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社(昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)	(8) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 _____
(9) 財団法人愛媛の森林基金(昭和61年5月10日に財団法人愛媛の森林基金という名称で設立された法人をいう。)	(9) 財団法人愛媛の森林基金 _____
(10) 財団法人愛媛県水産振興基金(昭和49年1月14日に財団法人愛媛県漁業操業安全協会という名称で設立された法人をいう。)	(10) 財団法人愛媛県水産振興基金 _____
(11) 財団法人愛媛県栽培漁業基金(昭和61年12月12日に財団法人愛媛県栽培漁業基金という名称で設立された法人をいう。)	(11) 財団法人愛媛県栽培漁業基金 _____
(12) 財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)	(12) 財団法人愛媛県動物園協会 _____
(13) 財団法人愛媛県暴力追放推進センター(平成4年4月24日に財団法人愛媛県暴力追放推進センターという名称で設立された法人をいう。)	(13) 財団法人愛媛県暴力追放推進センター _____
(14)・(15) 省略	(14)・(15) 省略

○愛媛県告示第1650号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県告示第2013号)の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 財団法人えひめ女性財団(平成3年4月1日に財団法人えひめ女性財団という名称で設立された法人をいう。)	(3) 財団法人えひめ女性財団 _____
(4) 財団法人愛媛県国際交流協会(平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)	(4) 財団法人愛媛県国際交流協会 _____
(5) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社(昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。)	(5) 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 _____
(6) 財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)	(6) 財団法人愛媛県動物園協会 _____
(7) 財団法人愛媛県暴力追放推進センター(平成4年4月24日に財団法人愛媛県暴力追放推進センターという名称で設立された	(7) 財団法人愛媛県暴力追放推進センター _____

法人をいう。)	_____
(8) 省略	(8) 省略

○愛媛県告示第1651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヒマラヤ今治店	今治市南高下町一丁目1684番6 他	大規模小売店舗の名称	ベスト電器今治店	ヒマラヤ今治店	平成20年 9月26日	平成20年 11月17日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 代表取締役 濱田 孝	株式会社ヒマラヤ 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 代表取締役 小森 裕作		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1652号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業主体)</p> <p><b>第5条</b> 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 流域育成林整備事業にあつては、次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>一般社団法人又は一般財団法人</u></p> <p>_____（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る_____。）</p> <p>カ～ケ 省略</p> <p>(3)～(8) 省略</p>	<p>(事業主体)</p> <p><b>第5条</b> 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 流域育成林整備事業にあつては、次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ <u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。以下「公益法人」という。）</u></p> <p>カ～ケ 省略</p> <p>(3)～(8) 省略</p>



○愛媛県告示第1653号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年10月21日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )						( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )								
<b>第 2 条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第 2 条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。								
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率							
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号に掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第10号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号に掲げる者に貸し付ける場合

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛	年5厘5毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5厘5毛	年5厘5毛
8 省略					

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年6厘	年6厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年6厘	年6厘
8 省略					

○愛媛県告示第1654号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業期間 平成20年12月8日から平成21年3月9日まで
- 3 作業地域 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町

○愛媛県告示第1655号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
社団法人久万高原農業公社	法第4条第2項第1号及び第4号に掲げる事業	平成20年11月20日

## ○愛媛県告示第1656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年11月28日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第43号 平成20年11月18日	伊予市宮下字西谷1894番	兵庫県神戸市北区泉台六丁目7番地8-20 5号 海 田 通 夫
20中局建（開）第44号 平成20年11月20日	伊予郡松前町大字徳丸字諏訪1319番1	松山市来住町1139番地1 ハイムカサベルテB102号 弓 立 宣 史

## ○愛媛県告示第1657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町白浦字佛イトウ外419番2から 同町白浦字小浦外397番5まで	平成20年11月28日

## ○愛媛県告示第1658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1054番2から 同町大字父野川上1061番2まで	旧	メートル 2.8～5.0	キロメートル 0.115	
			新	4.4～14.8	0.115	

## ○愛媛県告示第1659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上1054番2から 同町大字父野川上1061番2まで	平成20年11月28日

## ○愛媛県告示第1660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中6番1から 同町大字父野川中4番2まで	旧	メートル 6.0~25.0	キロメートル 0.200	
			新	13.0~31.2	0.200	

## ○愛媛県告示第1661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中6番1から 同町大字父野川中4番2まで	平成20年11月28日

## ○愛媛県告示第1662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川244番3から 同町大字奥野川247番3まで	平成20年11月28日

## ○愛媛県告示第1663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2702番から 同町大瀬東2710番まで	平成20年11月28日

## ○愛媛県告示第1664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町武者泊652番4	旧	メートル 6.8~7.5	キロメートル 0.010	
			新	12.2~12.8	0.010	

○愛媛県告示第1665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町武者泊652番4	平成20年11月28日

○愛媛県告示第1666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番7から 同町麦ヶ浦446番3まで	旧	メートル 6.7~29.5	キロメートル 0.253	
			新	25.0~55.0	0.242	

○愛媛県告示第1667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番7	平成20年11月28日

訓 令

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項			
組 事務の 織 種 類	事 項		決裁区 分	組 事務の 織 種 類	事 項		決裁区 分

名		所 長	課 長	名		所 長	課 長	
企 画 課	1 ~ 4 省略			企 画 課	1 ~ 4 省略			
	5 医 療法 (昭 和23 年法 律第 205 号) の施 行に 関す る事 務	1・2 省略			5 医 療法 (昭 和2 3年 法律 第2 05 号) の施 行に 関す る事 務	1・2 省略		
		3 医療法人に関すること。				3 医療法人に関すること。		
		(1) 省略				(1) 省略		
		(2) 寄附行為の補完(第44条第3項)	—					
		(3) 省略				(2) 省略		
		(4) 省略				(3) 省略		
		(5) 省略				(4) 省略		
		(6) 仮理事及び特別代理人の選任(第46条の4第5項、第6項)	—					
		(7) 監事からの報告書の受理(第46条の4第7項)				(5) 監事からの報告書の受理(第46条の4第3項)		
		(8) 省略				(6) 省略		
		(9) 省略				(7) 省略		
		(10) 省略				(8) 省略		
		(11) 省略				(9) 省略		
		(12) 省略				(10) 省略		
		(13) 清算人の届出の受理(第56条の6)	—					
		(14) 清算終了の届出の受理(第56条の11)	—					
		(15) 省略				(11) 省略		
		(16) 省略				(12) 省略		
		(17) 省略				(13) 省略		
	(18) 省略			(14) 省略				
	(19) 省略			(15) 省略				
				(16) 寄附行為の補完並びに仮理事及び特別代理人の選任(第68条、民法(明治29年法律第89号)第40条、第56条、第57条)	—			
	(20) 省略			(17) 省略				
	4・5 省略			(18) 清算人の届出及び清算終了の届出の受理(第68条、民法第77条第2項、第83条)	—			
6 ~ 20 省略				4・5 省略				
				6 ~ 20 省略				

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)



(16) <u>公益認定の取消しに係る意見の聴取（認定法第28条第5項、第29条第3項）</u>				—					
(17) <u>公益認定の取消しに係る登記嘱託（認定法第29条第6項）</u>				—					
(18) <u>公益認定の取消し等に伴う贈与に係る通知（認定法第30条第4項）</u>				—					
(19) <u>合議制の機関への諮問（認定法第43条第1項、第3項、第51条）</u>			—						
(20) <u>合議制の機関への報告（認定法第44条第2項、第46条第3項、第52条、第54条）</u>				—					
(21) <u>合議制の機関への通知等（認定法第45条第1項、第2項、第3項第1号、第2号、第4号、第53条）</u>				—					
2 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）の施行に関すること。</u>									
(1) <u>公益法人への移行の認定（整備法第44条、第105条）</u>			—						
(2) <u>一般社団法人及び一般財団法人（以下この項において「一般法人」という。）への移行の認可（整備法第45条、第120条第5項）</u>			—						
(3) <u>移行期間の満了による解散の登記の嘱託（整備法第46条第2項）</u>				—					
(4) <u>特例財団法人の吸収合併契約に係る手続の承認（整備法第67条第2項）</u>			—						
(5) <u>特例民法法人の合併の認可（整備法第69条第1項）</u>			—						
(6) <u>特例民法法人の合併の認可の申請書の送付等（整備法第69条第5項）</u>				—					
(7) <u>合併存続特例民法法人の登記の届出の受理（整備法第72条第2項）</u>				—					
(8) <u>特例財団法人の最初の評議員の選任に係る認可（整備法第92条）</u>			—						
2 <u>定款の変更の認可（民法第38条第2項、第84条の2第1項、政令第1条第1項第1号）</u>				—					



(9) 特例財団法人の定款の変更 認可（整備法第94条第6項）	—								
(10) 措置命令（整備法第96条第 1項）	—								
(11) 解散命令（整備法第96条第 2項、第3項）	—								
(12) 解散命令に係る登記の囑託 （整備法第97条）									—
(13) 公益法人への移行の認定に 関する意見の聴取（整備法第 104条、認定法第8条）									—
(14) 公益法人への移行の認定の 申請書の提出に係る旧主務官 庁への通知（整備法第105 条）									—
(15) 公益法人又は一般法人への 移行の登記の届出の処理（整 備法第106条第2項、第108条 第1項、第121条第1項）									—
(16) 公益法人への移行の認定又 は一般法人への移行の認可の 取消し（整備法第109条第1 項、第2項、第3項、第131 条第1項、第2項、第3項、 認定法第29条第4項）	—								
(17) 公益法人への移行の認定又 は一般法人への移行の認可の 取消しに係る解散の登記の囑 託（整備法第109条第5項、 第131条第5項）									—
(18) 公益法人への移行の認定又 は一般法人への移行の認可を しない処分に係る解散の登記 の囑託（整備法第110条第2 項、第121条第2項）									—
(19) 旧主務官庁への意見の聴取 （整備法第120条第4項）									—
(20) 一般法人への移行の認可の 申請書の提出に係る旧主務官 庁への通知（整備法第120条 第5項）									—
(21) 公益目的支出計画の履行に 係る監督（整備法第123条第 2項、第126条第3項）									—
(22) 公益目的支出計画の完了の 確認（整備法第124条、第126 条第3項）									—
(23) 公益目的支出計画の変更の 認可（整備法第125条第1 項、第126条第3項）									—





務					
9 ~ 12 省略					

務					
9 ~ 12 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
県 民 活 動 推 進 課	1 特 定非 営利 活動 促進 法の 施行 に関 する 事務	1 ~ 3 省略			
		4 仮理事及び特別代理人の選 任（第17条の3、第17条の 4）			—
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10・11 省略			
		12 清算人の届出の受理（第31 条の8）			—
		13 省略			
		14 清算結了の届出の受理（第 32条の3）			—
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		2 ~ 12 省略			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
県 民 活 動 推 進 課	1 特 定非 営利 活動 促進 法の 施行 に関 する 事務	1 ~ 3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 仮理事及び特別代理人の選 任（第30条、民法第56条、第 57条）			—
		10・11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 清算人の届出及び清算結了 の届出の受理（第40条、民法 第77条第2項、第83条）			—
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		2 ~ 12 省略			

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
保 健 福 祉	1 ~ 3 省略				
	4 社 会福	1 社会福祉法人に関するこ と。			

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
保 健 福 祉	1 ~ 3 省略				
	4 社 会福	1 社会福祉法人に関するこ と。			

課	社法の施行に関する事務	(1)・(2) 省略					
		(3) 仮理事及び特別代理人の選任（第39条の3、第39条の4）	—				
		(4) 省略					
		(5) 省略					
		(6) 省略					
		(7)・(8) 省略					
		(9) 清算人の届出の受理（第46条の7）				—	
		(10) 清算終了の届出の受理（第47条の3）				—	
		(11) 省略					
		(12) 省略					
		(13) 省略					
		(14) 省略					
		(15) 省略					
		(16) 省略					
		(17) 省略					
		(18) 省略					
		5～17 省略	2・3 省略				

課	社法の施行に関する事務	(1)・(2) 省略					
		(3) 省略					
		(4) 省略					
		(5) 省略					
		(6) 仮理事及び特別代理人の選任（第45条、民法第56条、第57条）	—				
		(7)・(8) 省略					
		(9) 省略					
		(10) 清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第55条、民法第77条第2項、第83条）				—	
		(11) 省略					
		(12) 省略					
		(13) 省略					
		(14) 省略					
		(15) 省略					
		(16) 省略					
		(17) 省略					
		5～17 省略	2・3 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1～21 省略			
		22 医療法人の寄附行為の補完（第44条第3項）	—		
		23 省略			
		24 省略			
		25 省略			
		26 仮理事及び特別代理人の選任（第46条の4第5項、第6項）	—		
		27 医療法人の監事からの報告書の受理（第46条の4第7項）			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務	1～21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
		25 医療法人の監事からの報告書の受理（第46条の4第3項）			

28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	清算人の届出の受理（第56条の6）				—
34	清算終了の届出の受理（第56条の11）				—
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
2～17	省略				

26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	医療法人の寄附行為の補完並びに仮理事及び特別代理人の選任（第68条、民法第40条、第56条、第57条）			—	
37	省略				
38	清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第68条、民法第77条第2項、第83条）				—
2～17	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
子育て支援課	1～12	省略			
	13 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 仮理事及び特別代理人の選任（第39条の3、第39条の4）	—		
		(4) 省略			
		(5) 省略			
	(6)・(7) 省略				
	(8) 清算人の届出の受理（第46条の7）			—	
	(9) 清算終了の届出の受理（第47条の3）			—	

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
子育て支援課	1～12	省略			
	13 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 仮理事及び特別代理人の選任（第45条、民法第56条、第57条）	—		
	(6)・(7) 省略				

(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
2 省略				

(8) 省略				
(9) 清算人の届出及び清算結了の届出の受理（第55条、民法第77条第2項、第83条）				—
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
障害福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。			
		(1)・(2) 省略			
		(3) 仮理事及び特別代理人の選任（第39条の3、第39条の4）			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6)・(7) 省略			
		(8) 清算人の届出の受理（第46条の7）			—
		(9) 清算結了の届出の受理（第47条の3）			—
		(10) 省略			
		(11) 省略			
		(12) 省略			
		(13) 省略			
		2～7 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 仮理事及び特別代理人の選任（第45条、民法第56条、第57条）				
		(6)・(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 清算人の届出及び清算結了の届出の受理（第55条、民法第77条第2項、第83条）			—	
		(10) 省略				
		(11) 省略				
		(12) 省略				
		2～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
長寿	1～3 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
長寿	1～3 省略				

介 護 課	4 社 会 福 祉 法 人 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 社会福祉法人に関する こと。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 仮理事及び特別代理人の 選任(第39条の3、第39条 の4)	—			
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6)・(7) 省略				
		(8) 清算人の届出の受理(第 46条の7)				—
		(9) 清算終了の届出の受理 (第47条の3)				—
		(10) 省略				
		(11) 省略				
		(12) 省略				
		(13) 省略				
		5 ~ 25 省略				

介 護 課	4 社 会 福 祉 法 人 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 社会福祉法人に関する こと。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 仮理事及び特別代理人の 選任(第45条、民法第56 条、第57条)	—			
		(6)・(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 清算人の届出及び清算結 了の届出の受理(第55条、 民法第77条第2項、第83 条)				—
		(10) 省略				
		(11) 省略				
		(12) 省略				
		5 ~ 25 省略				

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
労 政 雇 用 課	1 ~ 7 省略				
	8 労 働福 祉に 関す る事 務	1 ~ 4 省略			
	9 ~ 14 省略				

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
労 政 雇 用 課	1 ~ 7 省略				
	8 労 働福 祉に 関す る事 務	1 ~ 4 省略 5 労働者の福祉を目的とする 公益法人の指導			—
	9 ~ 14 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長



経営支援課	1 信用保証協会の施行に関する事務	1 仮理事の選任（第12条の5） 2～4 省略					
	2～13 省略						
	14 商工会法の施行に関する事務	1 商工会連合会に関する事 と。 (1)～(10) 省略					
		(11) 清算結了の届出の受理（第54条の3、第58条第6項、第60条_____、政令第12号）					
15～23 省略							

経営支援課	1 信用保証協会の施行に関する事務	1 仮理事の選任（第19条__） 2～4 省略					
	2～13 省略						
	14 商工会法の施行に関する事務	1 商工会連合会に関する事 と。 (1)～(10) 省略					
		(11) 清算結了の届出の受理（第55条__、第58条第6項、第60条、民法第83条、政令第12号）					
15～23 省略							

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
観光物産課	1～5 省略					
	6 観光団体の指導に関する事務	1 社団法人愛媛県観光協会（平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。）の指導育成				
		2 省略				
	7 省略					
8 物産の販路拡大、県産品愛用運動の推進その他物産に関する事	1・2 省略					
	3 社団法人愛媛県物産協会（平成3年7月20日に社団法人愛媛県物産協会という名称で設立された法人をいう。）の指導育成					
	4 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
観光物産課	1～5 省略					
	6 観光団体の指導に関する事務	1 社団法人愛媛県観光協会 _____ _____ _____ の指導育成				
		2 省略				
	7 省略					
8 物産の販路拡大、県産品愛用運動の推進その他物産に関する事	1・2 省略					
	3 社団法人愛媛県物産協会 _____ _____ _____ の指導育成					
	4 省略					





地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。			
		(1) 仮理事及び特別代理人の選任 (第39条の3、第39条の4)	—		
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5)・(6) 省略			
		(7) 清算人の届出の受理(第46条の7)			—
		(8) 清算終了の届出の受理(第47条の3)			—
		(9) 省略			
		(10) 省略			
		(11) 省略			
		(12) 省略			
		(13) 省略			
		(14) 省略			
		(15) 省略			
			2 省略		
	2～27 省略				

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
			部長	課長
産業振興課	1～3 省略			
	4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略		
		2 農事組合法人に関すること。 (1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理(農業協同組合法第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、 <u>第72条の18の10、第73条の12</u> )		
		(2) 省略		
		(3) 一時理事の選任(農業協同組合		

地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 仮理事及び特別代理人の選任 (第45条、民法第56条、第57条)	—			
		(5)・(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 清算人の届出及び清算終了の届出の受理(第55条、民法77条第2項、 <u>第83条</u> )			—	
		(9) 省略				
		(10) 省略				
		(11) 省略				
		(12) 省略				
		(13) 省略				
		(14) 省略				
			2 省略			
			2～27 省略			

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
			部長	課長
産業振興課	1～3 省略			
	4 農業協同組合、農事組合法人及び農業共済組合に関する事務	1 省略		
		2 農事組合法人に関すること。 (1) 設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理(農業協同組合法第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、 <u>第73条第4項</u> 、第73条の12)		
		(2) 省略		
		(3) 仮理事の選任(農業協同組合		

		法第72条の12の6 )			
		(4) 裁判所からの囑託による調査及び裁判所に対する意見の具申(農業協同組合法第72条の18の9第3項、第4項)			
	5 ~ 20 省略				

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区 分		
			局 長	専決 者	
				部 長	室 長
商 工 観 光 室	1 ~ 3 省略				
	4 商工 会法の 施行に 関する 事務	1 省略			
		(1) ~ (11) 省略			
		(12) 清算結了の届出の受理(第54条の3、第60条、政令第12号)			
5 ~ 17 省略					

備考 省略

		法第73条第2項、民法第56条)			
		(4) 裁判所からの囑託による調査及び裁判所に対する意見の具申(農業協同組合法第73条第5項、第6項)			
	5 ~ 20 省略				

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区 分		
			局 長	専決 者	
				部 長	室 長
商 工 観 光 室	1 ~ 3 省略				
	4 商工 会法の 施行に 関する 事務	1 省略			
		(1) ~ (11) 省略			
		(12) 清算結了の届出の受理(第55条、第60条、民法第83条、政令第12号)			
5 ~ 17 省略					

備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ~ (18) 省略</p> <p><u>(18)の2 社会福祉法第39条の3の規定に基づく社会福祉法人の仮理事の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)</u>。</p> <p><u>(18)の3 社会福祉法第39条の4の規定に基づく社会福祉法人の特別代理人の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)</u>。</p> <p><u>(18)の4 省略</u></p> <p><u>(18)の5 省略</u></p> <p><u>(18)の6 省略</u></p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ~ (18) 省略</p> <p><u>(18)の2 省略</u></p> <p><u>(18)の3 省略</u></p> <p><u>(18)の4 省略</u></p> <p><u>(18)の5 社会福祉法第45条において準用する民法第56条の規定に基づく社会福祉法人の仮理事の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)</u>。</p> <p><u>(18)の6 社会福祉法第45条において準用する民法第57条の規定に</u></p>

(18)の7・(18)の8 省略

(18)の9 社会福祉法第46条の7の規定に基づく清算人の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の10 社会福祉法第47条の3の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11 省略

(18)の12～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)の58 省略

(2)の59 商工会法第54条の3の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること。

(2)の60～(4) 省略

(4)の2 農業協同組合法第72条の12の6の規定に基づく農事組合法人の一時理事の選任に関すること。

(4)の3 省略

(4)の4 省略

(4)の5 省略

(4)の6 省略

(4)の7 農業協同組合法第72条の18の9第3項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申及び裁判所からの囑託による調査に関すること。

(4)の8 農業協同組合法第72条の18の9第4項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申に関すること。

(4)の9 農業協同組合法第72条の18の10の規定に基づく農事組合法人の清算終了の届出の受理に関すること。

(4)の10～(68) 省略

5・6 省略

基づく社会福祉法人の特別代理人の選任に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の7・(18)の8 省略

(18)の9 省略

(18)の10 社会福祉法第55条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11 社会福祉法第55条において準用する民法第83条の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の12～(78) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)の58 省略

(2)の59 商工会法第55条において準用する民法第83条の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること。

(2)の60～(4) 省略

(4)の2 省略

(4)の3 省略

(4)の4 省略

(4)の5 省略

(4)の6 農業協同組合法第73条第2項において準用する民法第56条の規定に基づく農事組合法人の仮理事の選任に関すること。

(4)の7 農業協同組合法第73条第4項において準用する民法第83条の規定に基づく農事組合法人の清算終了の届出の受理に関すること。

(4)の8 農業協同組合法第73条第5項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申及び裁判所からの囑託による調査に関すること。

(4)の9 農業協同組合法第73条第6項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申に関すること。

(4)の10～(68) 省略

5・6 省略

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議

行為を行う旨の通知が平成20年11月19日あったので公表する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事件 2008年度年末一時金・その他に関する事項

2 日時 2008年12月1日正午より本問題が完全解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13

財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地
---------------	--------------

4 概要 前記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第20号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県教育委員会委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課及び室の所掌事務) 第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(12) 省略 (13) 委員会所管の特例民法法人及び公益信託に関する事務の統轄に関すること。 (14) 教育に関する事業を実施する公益社団法人、公益財団法人及び移行法人に関する事務の統轄に関すること。 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略 (20) 省略 (21) 省略 (22) 省略 (23) 省略 (24) 省略 (25) 省略 (26) 省略 (27) 省略 省略	(各課及び室の所掌事務) 第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(12) 省略 (13) 委員会所管の公益法人及び公益信託に関する事務の統轄に関すること。 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略 (20) 省略 (21) 省略 (22) 省略 (23) 省略 (24) 省略 (25) 省略 (26) 省略 省略

(産休補助職員及び育児休業補助職員の給与規則の一部改正)

第2条 産休補助職員及び育児休業補助職員の給与規則(昭和53年愛媛県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与からの控除) 第6条 給与の支給に際しては、その支給額から次に掲げる額に相当する額を控除することができる。 (1) 財団法人愛媛県教職員互助会(昭和47年3月15日に財団法人愛媛県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。)の掛金の額及び貸付金の償還金の額 (2) 省略	(給与からの控除) 第6条 給与の支給に際しては、その支給額から次に掲げる額に相当する額を控除することができる。 (1) 財団法人愛媛県教職員互助会 の 掛金の額及び貸付金の償還金の額 (2) 省略

(愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第3条 愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和44年愛媛県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第3条第1項の規則等で定める保存)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号)第27条第1項第1号、第2号(委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び定款又は寄附行為に限る。)、第3号、第5号(収入支出に関する帳簿に限る。)、第6号及び第8号の規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p><b>第4条</b> 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、<u>前条</u>に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(条例第3条第1項の規則等で定める保存)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>(1) 愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和44年愛媛県教育委員会規則第7号)第11条第1項第1号、第2号(役員及びその他の職員の名簿に限る。)、第3号、第5号(収入支出に関する帳簿に限る。)、第6号及び第8号</p> <p>(2) 愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号)第27条第1項第1号、第2号(委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び定款又は寄附行為に限る。)、第3号、第5号(収入支出に関する帳簿に限る。)、第6号及び第8号</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p><b>第4条</b> 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、<u>前条各号</u>に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

(教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人が事務所に備えなければならないこととされている書類及び帳簿の電磁的記録による保存については、なお従前の例による。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第12号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定(平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県教育委員会委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第34条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。</p> <p>(1) 財団法人愛媛県文化振興財団(昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。)</p>	<p>愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第34条第1項の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定める。</p> <p>(1) 財団法人愛媛県文化振興財団</p>



(2) 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（昭和52年6月9日に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターという名称で設立された法人をいう。）	(2) 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター_____
(3) 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）	(3) 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団_____

○愛媛県教育委員会告示第13号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県教育委員会委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第5条の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(1) 財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>(2) 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（昭和52年6月9日に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>(3) 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</p>	<p>愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第5条の規定により、教育委員会が定める法人を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>(1) 財団法人愛媛県文化振興財団_____</p> <p>(2) 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター_____</p> <p>(3) 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団_____</p>

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 - 178

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

（公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第1条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条、第16条、第19条並びに第20条の規定に基づき、<u>公益的法人等への職員の派遣等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（退職派遣者の採用時における処遇）</p> <p>第7条 退職派遣者（条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）が<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等</u>に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第</p>	<p>公益法人等への職員の派遣等に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条、第16条、第19条並びに第20条の規定に基づき、<u>公益法人等への職員の派遣等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（退職派遣者の採用時における処遇）</p> <p>第7条 退職派遣者（条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）が<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</u>に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第</p>

10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則65）第3条に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定することができる。

別表（第2条関係）

- 省略
- 財団法人えひめ地域政策研究センター（平成12年4月1日に財団法人えひめ地域政策研究センターという名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県廃棄物処理センター（平成5年9月1日に財団法人愛媛県廃棄物処理センターという名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人えひめ産業振興財団（昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。）
- 社団法人愛媛県観光協会（平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県国際交流協会（平成元年4月1日に財団法人愛媛県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社（昭和46年9月8日に財団法人愛媛県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県動物園協会（昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（昭和52年6月9日に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターという名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県体育協会（昭和45年9月14日に財団法人愛媛県体育協会という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）
- 財団法人砂防・地すべり技術センター（昭和50年7月29日に財団法人砂防・地すべり技術センターという名称で設立された法人をいう。）

10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則65）第3条に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定することができる。

別表（第2条関係）

- 省略
- 財団法人えひめ地域政策研究センター \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県廃棄物処理センター \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人えひめ産業振興財団 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 社団法人愛媛県観光協会 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県国際交流協会 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県動物園協会 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県文化振興財団 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県体育協会 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人愛媛県スポーツ振興事業団 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- 財団法人砂防・地すべり技術センター \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則70）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料）</p> <p><b>第5条の2</b> 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>（給料）</p> <p><b>第5条の2</b> 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

(5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

(6)・(7) 省略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

（管理職手当）

**第18条** 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（条例第21条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。

（給与から掛金等の額を控除できる団体）

**第20条の3** 条例第21条の4第1号の人事委員会規則で定める団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財団法人愛媛県職員互助会（昭和52年12月27日に財団法人愛媛県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）
- (2) 財団法人愛媛県警察職員互助会（昭和53年2月1日に財団法人愛媛県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）
- (3) 財団法人愛媛県教職員互助会（昭和47年3月15日に財団法人愛媛県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）

(5) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

(6)・(7) 省略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

（管理職手当）

**第18条** 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（条例第21条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人（公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。

（給与から掛金等の額を控除できる団体）

**第20条の3** 条例第21条の4第1号の人事委員会規則で定める団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財団法人愛媛県職員互助会 \_\_\_\_\_
- (2) 財団法人愛媛県警察職員互助会 \_\_\_\_\_
- (3) 財団法人愛媛県教職員互助会 \_\_\_\_\_

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

**第3条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（級別資格基準表の適用方法）</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職</p>	<p>（級別資格基準表の適用方法）</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職</p>

員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第12条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び前3号の例により愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

3・4 省略

（特定の職員の在級年数の取扱い）

**第8条の2** 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第16条及び第17条の規定の適用を受けた職員並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6159。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第8条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

- (2) 省略

（初任給基準を異にする異動）

**第24条** 省略

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に定める号給とする。

- (1) 省略

- (2) その初任給の決定について第16条若しくは第17条の規定の適用を受けた職員又は公益的法人等派遣規則第8条の規定の適用を受けた職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日におけることとなる号給

（研修、表彰等による昇給）

**第32条** 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項の規定による昇給をさせることができる。この場合において、第1号及び第2号に該当するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

- (1)～(3) 省略

- (4) 公務（外国派遣職員の派遣先の業務又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の在職する特定法人の業務を含む。）のため死亡し、又は重度心身障害の状態となつて退職する場合 死亡又は退職の日

- (5)・(6) 省略

**別表第21**（第6条関係）

経験年数換算表

省略
----

備考

- 1～3 省略

4 欄の「国家公務員」とは国家公務員法の適用を受ける一般職及び特別職の職員をいい、「地方公務員」とは地方公務員法の適用を受ける一般職及び特別職の職員をいい、

員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第12条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び前3号の例により愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

3・4 省略

（特定の職員の在級年数の取扱い）

**第8条の2** 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第16条及び第17条の規定の適用を受けた職員並びに公益法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6159。以下「公益法人等派遣規則」という。）第8条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

- (2) 省略

（初任給基準を異にする異動）

**第24条** 省略

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に定める号給とする。

- (1) 省略

- (2) その初任給の決定について第16条若しくは第17条の規定の適用を受けた職員又は公益法人等派遣規則第8条の規定の適用を受けた職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日におけることとなる号給

（研修、表彰等による昇給）

**第32条** 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項の規定による昇給をさせることができる。この場合において、第1号及び第2号に該当するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

- (1)～(3) 省略

- (4) 公務（外国派遣職員の派遣先の業務又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の在職する特定法人の業務を含む。）のため死亡し、又は重度心身障害の状態となつて退職する場合 死亡又は退職の日

- (5)・(6) 省略

**別表第21**（第6条関係）

経験年数換算表

省略
----

備考

- 1～3 省略

4 欄の「国家公務員」とは国家公務員法の適用を受ける一般職及び特別職の職員をいい、「地方公務員」とは地方公務員法の適用を受ける一般職及び特別職の職員をいい、

「旧公共企業体職員」とは旧日本国有鉄道の職員等をいい、「政府関係機関職員」とは法律により政府の業務が一部移譲されている公庫等\_\_\_\_\_の機関の職員をいい、「外国政府職員」とは日本国以外の国の政府の職員をいうものとする。なお、以上のそれぞれの職員には、現在存在しない機関等であつてもそれに準ずるものは、当然含まれる。

5～15 省略

別表第32（第36条の2関係）

休職期間等調整換算表

省略

備考 外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員及び退職派遣者に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の業務並びに公益的法人等派遣職員の派遣先団体及び退職派遣者の在職する特定法人の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

「旧公共企業体職員」とは旧日本国有鉄道の職員等をいい、「政府関係機関職員」とは法律により政府の業務が一部移譲されている公庫、公団等の機関の職員をいい、「外国政府職員」とは日本国以外の国の政府の職員をいうものとする。なお、以上のそれぞれの職員には、現在存在しない機関等であつてもそれに準ずるものは、当然含まれる。

5～15 省略

別表第32（第36条の2関係）

休職期間等調整換算表

省略

備考 外国派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び退職派遣者に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の業務並びに公益法人等派遣職員の派遣先団体及び退職派遣者の在職する特定法人の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第4条 給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療職給料表(□)の適用範囲）</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会（昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。）へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>（医療職給料表(□)の適用範囲）</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会_____へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>

（教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第5条 教育職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-60）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料の日割計算）</p> <p><b>第2条</b> 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>（給料の日割計算）</p> <p><b>第2条</b> 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

(給与から掛金等の額を控除できる団体)

**第6条** 条例第20条の4第1号の人事委員会規則で定める団体は、財団法人愛媛県教職員互助会(昭和47年3月15日に財団法人愛媛県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。)とする。

(給与から掛金等の額を控除できる団体)

**第6条** 条例第20条の4第1号の人事委員会規則で定める団体は、財団法人愛媛県教職員互助会 \_\_\_\_\_ とする。

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第6条** 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p><b>第14条</b> 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定又は職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号。以下「分限条例」という。)第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「<u>公益的法人等派遣</u>」)という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、<u>公益的法人等派遣</u>をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。</p> <p>3 省略</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p><b>第14条</b> 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定又は職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号。以下「分限条例」という。)第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「<u>公益法人等派遣</u>」)という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、<u>公益法人等派遣</u>をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。</p> <p>3 省略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第7条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当の支給を受ける職員 )</p> <p><b>第 2 条</b> 職員給与と条例第19条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。)第3条第 1 号に規定する派遣職員(以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員</p> <p>(10) 省略</p> <p><b>第 3 条</b> 職員給与と条例第19条第 1 項後段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となつたもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ <u>公庫等</u>の職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の 2 第 1 項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者のうち人事委員会の定めるものに限る。以下同じ。)</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 退職派遣者( <u>公益的法人等派遣条例</u>第12条第 1 号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)(人事委員会が定めるものに限る。)</p> <p>( 特定幹部職員としない職員 )</p> <p><b>第 5 条の 2</b> 職員給与と条例第19条第 2 項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 68)別表第 1 の区分(以下「管理職手当の区分」という。)が 1 種に該当する職を占める職員のうち、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち職員給与と条例第21条第 1 項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び<u>公益的法人等派遣職員</u>を除く。)以外の職員とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>( 加算を受ける職員及び加算割合 )</p> <p><b>第 5 条の 4</b> 職員給与と条例第19条第 5 項の管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当の区分が 1 種に該当する職又は 2 種に該当する職(人事委員会が指定する職に限る。)を占める職員のうち、第 5 条の 2 各号に掲げる職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第 1 号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。)第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員( 4 号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。 )及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「<u>任期付研究員条例</u>」という。)第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員( 3 号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。 )とする。ただし、休職にされている職員のうち職員給与と条例第21条第 1 項に該当する職員以外の職員、外</p>	<p>( 期末手当の支給を受ける職員 )</p> <p><b>第 2 条</b> 職員給与と条例第19条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。)第3条第 1 号に規定する派遣職員(以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。)のうち、給与の支給を受けていない職員</p> <p>(10) 省略</p> <p><b>第 3 条</b> 職員給与と条例第19条第 1 項後段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となつたもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ <u>公庫、公団等</u>の職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の 2 _____に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者のうち人事委員会の定めるものに限る。以下同じ。)</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 退職派遣者( <u>公益法人等派遣条例</u>第12条第 1 号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)(人事委員会が定めるものに限る。)</p> <p>( 特定幹部職員としない職員 )</p> <p><b>第 5 条の 2</b> 職員給与と条例第19条第 2 項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 68)別表第 1 の区分(以下「管理職手当の区分」という。)が 1 種に該当する職を占める職員のうち、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち職員給与と条例第21条第 1 項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び<u>公益法人等派遣職員</u>を除く。)以外の職員とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>( 加算を受ける職員及び加算割合 )</p> <p><b>第 5 条の 4</b> 職員給与と条例第19条第 5 項の管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当の区分が 1 種に該当する職又は 2 種に該当する職(人事委員会が指定する職に限る。)を占める職員のうち、第 5 条の 2 各号に掲げる職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第 1 号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。)第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員( 4 号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。 )及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「<u>任期付研究員条例</u>」という。)第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員( 3 号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。 )とする。ただし、休職にされている職員のうち職員給与と条例第21条第 1 項に該当する職員以外の職員、外</p>

国派遣職員及び公益的法人等派遣職員は、除く。

2 省略

( 期末手当に係る在職期間 )

第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 省略

(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア~ウ 省略

エ 公庫等 の職員

オ・カ 省略

2 省略

( 勤勉手当の支給を受ける職員 )

第8条 職員給与と条例第19条の4第1項前段又は教育職員給与と条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(職員給与と条例第19条の4第5項において準用する職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の4第5項において準用する教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)~(5) 省略

(6) 公益的法人等派遣職員

(7) 省略

( 勤勉手当に係る勤務期間 )

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)~(7) 省略

(8) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体(公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア~ウ 省略

(9)~(11) 省略

国派遣職員及び公益法人等派遣職員は、除く。

2 省略

( 期末手当に係る在職期間 )

第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 省略

(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア~ウ 省略

エ 公庫、公団等の職員

オ・カ 省略

2 省略

( 勤勉手当の支給を受ける職員 )

第8条 職員給与と条例第19条の4第1項前段又は教育職員給与と条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(職員給与と条例第19条の4第5項において準用する職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の4第5項において準用する教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)~(5) 省略

(6) 公益法人等派遣職員

(7) 省略

( 勤勉手当に係る勤務期間 )

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)~(7) 省略

(8) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。))又は公益法人等派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人(公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア~ウ 省略

(9)~(11) 省略

( 特地勤務手当等に関する規則の一部改正 )

第8条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 368)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 特地勤務手当に準ずる手当 )	( 特地勤務手当に準ずる手当 )



第5条 省略

2 条例第11条の3第2項の同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により職員として採用され、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前3年以内に、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用され、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

3 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 省略

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

第5条 省略

2 条例第11条の3第2項の同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により職員として採用され、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前3年以内に、国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用され、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

3 条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(2) 省略

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

（住居手当に関する規則の一部改正）

第9条 住居手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 459）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 763）第6条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（条例第10条第4項に規定する国家公務員等であつた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用。以下</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 763）第6条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（条例第10条第4項に規定する国家公務員等であつた者から引き続き条例第3条第1項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用。以下</p>

同じ。)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

同じ。)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第10条** 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基礎在職期間)</p> <p><b>第3条の2</b> 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号)第18条第1項に規定する場合における再び職員となつた者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p><b>第3条の7</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国家公務員法第79条若しくは地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)、職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)第2条に規定する休職の期間、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第2条第1項の規定による派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)その他人事委員会が定める期間 第3条の6第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p><b>第3条の2</b> 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年愛媛県条例第47号)第18条第1項に規定する場合における再び職員となつた者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p><b>第3条の7</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国家公務員法第79条若しくは地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)、職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)第2条に規定する休職の期間、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第2条第1項の規定による派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)その他人事委員会が定める期間 第3条の6第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間</p>

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

**第11条** 単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 763)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして</p>

人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(8) 省略

別記様式（第8条、第9条関係） 単身赴任届兼単身赴任手当認定簿

(表) 省略  
(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入すること。

9～12 省略

人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(8) 省略

別記様式（第8条、第9条関係） 単身赴任届兼単身赴任手当認定簿

(表) 省略  
(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入すること。

9～12 省略

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

**第12条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1027）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>キ 省略</p> <p>(9) 復職時調整 初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第8条、<u>公益的法人等派遣条例</u>第6条若しくは第16条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）第10条の規定による号給の調整をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>キ 省略</p> <p>(9) 復職時調整 初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第8条、<u>公益法人等派遣条例</u>第6条若しくは第16条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）第10条の規定による号給の調整をいう。</p>

(10)・(11) 省略

(平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第5号)による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等への職員の派遣等に関する条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4)~(6) 省略

2 省略

(10)・(11) 省略

(平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第36条の2、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第5号)による改正前の職員の育児休業等に関する条例第6条又は平成17年改正条例第7条の規定による改正前の公益法人等派遣条例第6条若しくは第16条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4)~(6) 省略

2 省略

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正)

第13条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則(愛媛県人事委員会規則80)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)</p> <p>第4条 条例第2条第4項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u>(愛媛県人事委員会規則6159)別表に掲げる団体</p> <p>(6) 省略</p> <p>(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第3条第1項に規定する派遣職員(次条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職員(次条第1号において「団体派遣職員」という。)の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。)の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第1号において同じ。)を公務とみなす。</p>	<p>(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)</p> <p>第4条 条例第2条第4項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する規則</u>(愛媛県人事委員会規則6159)別表に掲げる団体</p> <p>(6) 省略</p> <p>(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第3条第1項に規定する派遣職員(次条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第3条第1号に規定する派遣職員(次条第1号において「団体派遣職員」という。)の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。)の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第1号において同じ。)を公務とみなす。</p>

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

**第14条** 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与）</p> <p><b>第10条</b> 国若しくは他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。</p> <p>2 省略</p>	<p>（新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与）</p> <p><b>第10条</b> 国若しくは他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。</p> <p>2 省略</p>

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

**第15条** 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与）</p> <p><b>第10条</b> 国若しくは他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。</p> <p>2 省略</p>	<p>（新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与）</p> <p><b>第10条</b> 国若しくは他の地方公共団体若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。</p> <p>2 省略</p>

（法人たる職員団体に関する規則の一部改正）

**第16条** 法人たる職員団体に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 19）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>法人である登録職員団体に関する規則</b></p> <p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、法人である登録職員団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（法人となる旨の申出）</p> <p><b>第2条</b> <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定により登録された職員団体が職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により法人となる旨の申出</u>をする場合には、申出書を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>（登記完了の届出）</p> <p><b>第3条</b> 法人である登録職員団体（以下「職員団体」という。）が、<u>法第45条の規定により設立の登記、法第47条第2項の規定に</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>法人たる職員団体 に関する規則</b></p> <p>（この規則の目的）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、法人たる職員団体 に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（法人となる旨の申出）</p> <p><b>第2条</b> <u>登録を受けた職員団体が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第54条</u></p> <p>の規定により法人となる旨の申出をする場合には、申出書を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>（登記完了の届出）</p> <p><b>第3条</b> 法人たる職員団体 （以下「職員団体」という。）が、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第45条の</p>

より登記事項の変更の登記、法第48条第1項の規定により主たる事務所の移転の登記、法第49条の規定により職務の執行の停止の仮処分等の登記、法第51条第1項の規定により従たる事務所を設けた場合の登記、同条第4項の規定により登記事項の変更の登記及び法第52条第1項の規定により従たる事務所の移転の登記をしたときは、登記完了後2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添えてその旨を人事委員会に届け出なければならない。

(解散登記等の届出)

**第4条** 職員団体が解散し、清算人が、法第50条第1項の規定により職員団体の解散登記、同条第2項の規定により清算人の就職登記をしたときは、登記完了後2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

**第5条** 省略

規定により法人設立の登記、法第46条の規定により登記事項変更の登記及び法第48条の規定により事務所の移転登記

をしたときは、登記完了後2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添えてその旨を人事委員会に届け出なければならない。

(残余財産の処分)

**第4条** 法第72条第2項の規定により、残余財産の処分の許可を受けようとする職員団体は、解散事由及び処分方法を記載した申請書に、財産目録及びその処分方法が正規の手続きにより、決定したことを証するに足る書類を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

2 人事委員会は、前項の規定による申請書を受理したときは、すみやかにこれを審査し、許可又は不許可の処分をするものとする。

3 人事委員会は、前項の処分をするために必要があると認めるときは、当該職員団体に対して、必要な書類を提出させ又は説明を求めることができる。

(解散登記等の届出)

**第5条** 職員団体が解散し、清算人が、法第77条第1項の規定により職員団体の解散登記、同条第2項の規定により清算人の就職登記をしたときは、登記完了後2週間以内に、届出書に登記事項証明書を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

**第6条** 省略

**附 則**

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1062

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

**職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>沖縄振興開発金融公庫</u></p> <hr/> <p>に勤務する者、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」とい</p>	<p>(級別資格基準表の適用方法)</p> <p><b>第5条</b> 省略</p> <p>2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫(以下「公庫」という。)</u>に勤務する者、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益法人等派遣条例」とい</p>

う。)第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び前3号の例により愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

3・4 省略

(人事交流等により異動した場合の号給)

**第16条** 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、前2条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)~(3) 省略

(4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者

(5)・(6) 省略

う。)第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び前3号の例により愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

3・4 省略

(人事交流等により異動した場合の号給)

**第16条** 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、前2条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)~(3) 省略

(4) 公庫 \_\_\_\_\_ に勤務する者

(5)・(6) 省略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

**第2条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1027)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>沖縄振興開発金融公庫</u> _____ に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>(11) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。</p>

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正)

**第3条** 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則(愛媛県人事委員会規則8-0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第4項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) <u>沖縄振興開発金融公庫</u></p> <p>(2)~(6) 省略</p>	<p>(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第4項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u></p> <p>(2)~(6) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校 (1) 小学校の部			1 へき地学校 (1) 小学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分	市郡名	学 校 名	級別区分
省略			省略		
西予市	西予市立大野ヶ原小学校	4 級	西予市	西予市立大野ヶ原小学校	2 級
	省略	2 級		省略	
	省略			省略	
省略			省略		
(2) 省略			(2) 省略		
2・3 省略			2・3 省略		

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(フレキシブルディスクによる手続)	(フレキシブルディスクによる手続)
第31条 運転免許取得者教育の認定に関する規則第5条第1項の規定による申請書の提出並びに同条第2項の規定による定款 _____、運転免許取得者教育指導員の名簿、教材の一覧表及び教育計画書の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載されている事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出票（別記様式第32号）を提出することにより行うことができる。	第31条 運転免許取得者教育の認定に関する規則第5条第1項の規定による申請書の提出並びに同条第2項の規定による定款又は寄附行為、運転免許取得者教育指導員の名簿、教材の一覧表及び教育計画書の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載されている事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出票（別記様式第32号）を提出することにより行うことができる。
2～5 省略	2～5 省略

(更新時講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 更新時講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p>(更新時講習の委託)</p> <p><b>第2条</b> 法第108条の2第3項の規定により、更新時講習の実施を社団法人愛媛県交通安全協会(昭和39年3月15日に社団法人愛媛県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。)に委託する。</p>	<p>(更新時講習の委託)</p> <p><b>第2条</b> 法第108条の2第3項の規定により、更新時講習の実施を社団法人愛媛県交通安全協会 _____ に委託する。</p>

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課)</p> <p><b>第26条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 県警察の所管に係る特例民法法人の監督に関する総合調整に関すること。</p> <p>(9)~(15) 省略</p>	<p>(警務課)</p> <p><b>第26条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 県警察の所管に係る地方公益法人の監督に関する総合調整に関すること。</p> <p>(9)~(15) 省略</p>

**附 則**

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

**公安委員会告示**

**○愛媛県公安委員会告示第1号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、試験事務を指定試験機関に行わせることとした件(昭和60年3月愛媛県公安委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第5項の規定に基づき、同項に規定する試験事務を同項の指定試験機関に行わせることとしたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第12条第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>1 省略</p> <p>2 指定試験機関の名称 <u>財団法人保安電子通信技術協会(昭和57年5月10日に財団法人保安電子通信技術協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>3 指定試験機関の住所 <u>東京都墨田区太平四丁目1番3号</u></p> <p>4 指定試験機関の代表者の氏名 <u>吉野準</u></p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第5項の規定に基づき、同項に規定する試験事務を同項の指定試験機関に行わせることとしたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第12条第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>1 省略</p> <p>2 指定試験機関の名称 財団法人保安電子通信技術協会 _____</p> <p>3 指定試験機関の住所 東京都江東区東陽四丁目11番38号</p> <p>4 指定試験機関の代表者の氏名 山本鎮彦</p>

**公営企業管理規程**

**○愛媛県公営企業管理規程第11号**

公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

**公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程の一部を改正する管理規程**

公益法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程（平成14年愛媛県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>公益的法人等に派遣される企業職員の給与に関する管理規程</u> <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣される企業職員に支給する給与に関しては、同条例第4条に規定する派遣職員の例による。</p>	<p><u>公益法人等</u> に派遣される企業職員の給与に関する管理規程 <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣される企業職員に支給する給与に関しては、同条例第4条に規定する派遣職員の例による。</p>

**附 則**

この管理規程は、平成20年12月1日から施行する。

**公営企業公告**

**○公 告**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年11月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

**1 入札に付する事項**

- (1) 件名  
医療機器の借入れ
  - (2) 借入物品名及び数量  
C Rシステム1式及びP A C S（医用画像情報システム）2式（保守付きリース）
  - (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 借入期間  
平成21年3月31日から平成27年3月30日まで
  - (5) 借入場所  
愛媛県今治市石井町四丁目5の5  
愛媛県立今治病院  
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号  
愛媛県立新居浜病院
  - (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金（保守料金含む。）とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格**
- 知事の審査を受け、平成20年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件賃貸借の仕様の策定に直接関与していない者であること。
  - (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等**
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2794
  - (2) 入札書の受領期限  
平成21年1月14日（水）午後3時
  - (3) 入札説明書の交付方法  
ア 交付場所  
(1)に掲げる場所で交付する。  
イ 交付期間  
公告の日から平成20年12月22日（月）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分までをいう。以下同じ。）に限る。
  - (4) 開札の日時及び場所  
平成21年1月14日（水）午後3時  
愛媛県公営企業管理局会議室
  - (5) 入札書の提出方法  
持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は認めない。
  - (6) 郵便等による入札の取扱い  
郵便等による入札の場合は、入札書は、平成21年1月13日（火）午後5時30分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。
- 4 その他**
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの

規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、平成20年12月22日(月)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

- ① Computed Radiography system , 1 set
- ② Picture Archiving and Communication System , 2 set

(2) Time limit of tender: 3:00 p.m. , 14 Jan 2009  
(tenders submitted by mail: 5:30 p.m. , 13 Jan 2009)

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

平成20年11月4日付け第2013号監査公表(公表第35号)中

ページ	箇所	誤	正
1179	(監査の結果) 20 表中 15年度欄	212 ,646	315 ,747
1179	同表中 16年度欄	315 ,747	212 ,646